

「家庭ごみ有料化・答申素案に対する」  
パブリックコメント

2010,7,23

環境カウンセラー（市民部門）

山田 利春

1. 要旨

大津市の「家庭ごみ有料化」に関する答申素案については、賛成出来る部分と反対の部分がある。①経済的インセンティブ（動機付け）を取り入れた、ごみ減量化、②公平なごみ処理費用の負担、③ごみの発生抑制・排出抑制と資源ごみ分別化への関心の向上、には賛成するが、④ごみ処理費用の一部負担には反対する。「単純従量制」による 450袋—45 円を是とするが、増収部分は自治会を通して、各世帯に還元する。

（\*還元によって経済的インセンティブに歪が生じることは考えにくく、したがって、再配分はどのような形でも構わないと思う。）

2. パブリックコメントの詳細

(1) 答申の目的を「10%のごみ減量化」だけとする。（増税を狙わない。）

- ①ごみ減量化のために経済的インセンティブ（動機付け）を取り入れた、手段を試みる。
- ②ごみ排出量に応じた負担の初期の公平化を図る。（事業系一般ごみとも、処理費用の公平化を図る。）
- ③ごみの発生抑制・排出抑制と資源ごみ分別化への関心の向上を図る。  
（容器包装製造者、事業者にも協力をお願いし、ごみ処理の責任は自治体→市民にしわ寄せ、というパターンを変えていく。）

〈補足説明〉

ごみ量の所得弾力性は1以下の正の値を取ることで、所得が上がればごみ量は増加してくる。しかし、大津市民は、過去にプラスチック容器の分別収集や大型ごみの有料化等、ごみ減量化に多くの努力を払い減少させてきた。循環型社会を目指して、さらなるごみ減量化を拒むものではないが、便乗して、ごみ処理費用の一部負担を導入しようと言うのはおかしい。

税が取りやすい方法かもしれないが、財政が苦しいのは、市も市民も同じだ。増税せずに 512 g/日（大津市）から 446 g/日（県内 5 都市）を目指すことで、そのことは不可能とは思えない。

(2) 答申素案に示された、ごみ処理総費用の 15%分、32 円（45 ㍻の袋で 45

円の内の 32 円) は、還元する。 答申素案によれば、その費用は約 2 億円  
とのことなので、還付金は 1 世帯当たり約 2,200 円/年になる

〈補足説明〉

標準世帯のごみ排出量が、半分に減量した場合（4 袋で 180 円/月）と 1.5 倍に増加した場合（12 袋 540 円/月）の試算があるが、このような経済的インセンティブ導入で、ごみ量は減少すると考える。また、事業系一般ごみは、現状では家庭ごみに混入している部分が見受けられるが、素案では家庭ごみに混入すると、45 円袋—45 円がかかるので無くなる。ごみを多く出す人と努力して減した人の初期の公平化も図れる。

また、10%のごみ削減ができなかった場合、45 円袋代を 50 円、60 円へと引き上げ易い。（余分のお金は返すのだから。）

- (3) 還元方法は、自治会を通して実質的に各家庭に還付するようにする。  
(世帯数に比例して還付金を自治会に渡す。自治会は各世帯から徴収している自治会費の削減等に充てる。)

〈補足説明〉

大雑把な再配分計算になるが、大津市の自治会数は 600、加入世帯 9 万世帯、自治会未加入世帯 3 割、自治会費は 500～2,000 円/月と言う前提で説明する。

還付金は 2 億円を 9 万世帯で割った 1 世帯当たり約 2,200 円/年になる。1 人世帯と複数人世帯をどうするか、自治会未加入者や集合住宅の問題等細部は各自治会一任とし、世帯数に比例して自治会に還付する。各自治会は可能な限りこの還付金を自治会費の削減等に充てる。

ただし、ごみ収集後の散乱ごみの後始末、不法投棄対策、紙おむつ使用世帯に対する対応等、自治会には引き続きごみ処理に全面的に協力してもらおう。また、自治会未加入者を積極的に加入するようにしてもらおう。(※還付金で自治会がごみ袋を買い、各世帯に配布すれば、超過量有料制になる。現金還付は自治会未加入者との関係で、実施できない。)

- (4) 資源化可能ごみと有害ごみ回収の再検討：バーゲン商品より資源やエネルギーを多く使うリサイクルの再検討。リサイクルは需要と供給のバランスが取れたものとする。（ただし、市民が自身の費用で進めることは自由で、正しい情報を伝え、リサイクルが進展するようにする。）

一方、乾電池、蛍光灯、廃油などの有害ごみはコストをかけても、分別

回収と適正処理を進める。自治体での処理困難物に対する、拡大生産者責任は当然の事として、その費用を徴収するようにする。(詳細は省略)

- (5) 事業系一般ごみとの処理費用の整合性を取り、排出者事業者に応分の負担をお願いする。：特に、スーパー、コンビニ、大手販売店(平和堂、泉屋等)には、ペットボトル、トレイ、包装容器等の大型回収ボックスを設置してもらい、家庭ごみ受け皿ステーションになってもらう。(平和堂から商品を購入した時に発生するごみは、平和堂に戻す。)発生抑制、排出者責任、拡大生産者責任の徹底を目指す。ルール、制度等は検討しなければならないが、消費者を量り売りや詰め替え商品、簡易包装商品購入へ誘導するシステムを考える。再配分の費用を投入するかどうかは、検討課題。レジ袋持参等、あまり有効でない活動からの方向転換を図る。

### 3. 補足：パブリックコメントの前提となる答申素案の骨子とその解釈

#### (1) 大津市のごみ排出量の動向

大津市の家庭系ごみは、平成13年の指定透明ごみ袋制導入から減少に転じ、燃やせるごみと燃やせないごみ+粗大ごみの合計は、7万7千ト(平成11年)→6万4千トン(平成20年)と、人口増加にもかかわらず大幅に減少した。此の間、市民はプラスチック容器の分別など、ごみ減量化に協力し、また、粗大ごみの有料化を受け入れてきた。

一方、事業系一般ごみは、燃やせるごみと燃やせないごみ+粗大ごみの合計は、3万9千ト(平成11年)→3万6千トン(平成20年)と、景気低迷にもかかわらず、わずかな減少しか見せていない。(図1より)

しかし、大津市のごみ排出量の動向は、県内主要都市の1人当たりの排出量で比較すると、512g/日(大津市)対446g/日(県内5都市)とかなり劣っている。

#### (2) 家庭ごみ有料化の全国的な動向

\*平成14年、(財)東京市町村自治調査会は『家庭ごみ有料化導入ガイド』を編集し、有料化はどのような効果があるか述べている。(※は、加筆)。

環境省は平成17年5月告示において、経済的インセンティブを活用した、一般廃棄物有料化を掲げた。それを受けて、国は市町村が有料化を導入する際の手引として、「一般廃棄物処理有料化の手引」を平成19年に作成した。それらによると、家庭ごみ有料化の導入状況は、徐々に増加してきており、近年、京都市、仙台市、札幌市のような政令都市等の大都市にも導入されつつある。2009年7月現在、全国自治体で58.8%がすでに有料化を実施して

おり、滋賀県内では 13 都市の内 8 市の 61.5%が有料化を実施している。

\*こうみると、有料化の導入は避けられない状況のように見える。しかし、市町村の有料化導入のインセンティブは、ごみ減量化よりも、財政の不足を補うことにあるという声も聞こえる。そのため初期は、財政事情の厳しい小さな市町村が多く、又、導入状況も、近隣市町村が導入したら、導入すると言った普及の仕方が多くみられた。（\*は、加筆）

### (3) 大津市における有料化の目的

- ①市民の行動をごみ減量の行動へ誘導（動機付け）
- ②ごみ排出量に応じた負担の公平化
- ③ごみの現状、減量・リサイクル等に対する、市民の関心の向上
- ④次期焼却施設の規模縮小による財政負担の軽減
- ⑤市民や市民グループのごみ減量等環境負荷低減行動を育む財源確保
- ⑥記載されていない（⑥はない）が、ごみ処理費用の 15%負担。

\*目的は 5 項目掲げられてあるが、よく読むと経済的インセンティブ導入によるごみ減量化と、ごみ処理費用の新たな負担（従来税金で負担していたが、新たに総費用の 15%程度を徴収する。）に分けられる。（\*は、加筆）

### (4) 有料化の仕組み

単純従量制と超過量有料制の説明があり、手数料収入は単純従量制が多いとしている。\*その他の仕組みも存在する。（\*は、加筆）

### (5) 大津市で導入すべき有料化の内容

- ①有料化の対象：家庭系一般ごみで、資源化されているごみを除く、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」。
- ②料金体系：「単純従量制」を提言。 45ℓの袋で 45 円、30ℓ 30 円。
- ③手数料徴収の方法：「有料指定ごみ袋制」。
- ④手数料の設定：市民に負担を求める手数料の範囲は、
  - i) 収集、中間処理（焼却処理等）、及び最終処分にかかる、車両、処理、処分等の減価償却費を除く平成 19 年度の運営経費、の一定割合。
  - ii) 有料指定袋の製造・配送等にかかる経費、の全額。

この結果、大津市民の新たなごみ処理費用の負担は 15%程度になる。

### (6) 収入の使途の検討

年間 2 億円程度の収入が見込まれ、その使途は、現在及び将来のごみ行政全般に役立てるよう提案する、としています。（\*一般会計組み入れ）

以上